

第 334 号丹波市商工会FAXレター

2021/9/8 発行

月次支援金のお知らせ

【給付対象】①と②を満たせば、業種／地域を問わず給付対象となります。

①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること

②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること

※地方公共団体による対象月における休業・時短営業の要請に伴う「協力金」の支給対象となっている事業者は給付対象外です。(新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金など)

給付額	
中小法人	上限20万円/月
個人事業主等	上限10万円/月
給付額：2019年または2020年の基準月の売上ー2021年の対象月の売上	

👉申請方法・必要な書類等は下記ホームページをご覧ください。👉

ホームページ：https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

【申請期間】

7月分：2021年8月1日～9月30日 8月分：2021年9月1日～10月31日

9月分：2021年10月1日～11月30日

【問合せ】月次支援金事務局 相談窓口 【申請者専用】TEL：0120-211-240

IP電話等からのお問合せ先：03-6629-0479（通話料がかかります）

四季の丹波「コト体験」コンテンツ・ブラッシュアップ等支援事業の募集

【対象事業】丹波地域への観光誘客促進に向けて、地域資源を活用した「コト体験」（体験型プログラム）の新たなコンテンツの開発、既存コンテンツの拡充を支援します。

《コト体験コンテンツの例》いちご狩り、茶摘み、栗拾い、黒枝豆収穫、ジビエ解体、酒蔵見学、陶芸、丹波布織り、薬草染め、弓道、パラグライダー、茶道、蛍観賞、雲海鑑賞登山 など

【支援内容】

1. 補助対象者…中小事業者、個人事業主等、又は複数の中小企業者等で構成する実行委員会

2. 補助金額…①単独補助対象者：補助対象経費の2分の1以内で30万円を上限

②実行委員会形式：補助対象経費の2分の1以内で40万円を上限

【募集受付期間】後期：令和3年9月1日（水）～11月5日（金）

【問合せ】丹波県民局 県民交流室 産業振興課 TEL：0795-73-3788

詳細は丹波県民局ホームページにて応募要領をご確認ください。

URL：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/tnk11/03kototaiken.html>

※巡回訪問について 長引くコロナの影響により、市内事業所において今なお感染拡大が続いている状況です。商工会としましても、職員の感染予防には万全を期して取り組んでおりますので、訪問時の湯茶の接遇は謹んでご遠慮させていただきますがご理解のほどよろしくお願いいたします。

〒669-3601 丹波市氷上町成松 140-7 (本所) 現在の会員 数 事業所 2043
☎ 0795-82-3476 / FAX 0795-82-7601 Eメール✉ info@tanba.or.jp

第 334 号丹波市商工会FAXレター

2021/9/8 発行

中小企業者事業継続応援金（第 2 弾）について

【応援金額】

- ・対象月の売上が 20%以上 50%未満減少している事業者：10 万円
- ・対象月の売上が 50%以上減少している事業者：20 万円

【申請について】

新型コロナウイルス感染症対策のため、申請される方は原則郵送での申請をお願いします。

【申請期間】

令和 3 年 7 月 1 日（木曜日）～令和 3 年 11 月 1 日（月曜日）※必着

【申請書送付先】

〒669-4192 丹波市春日町黒井 811 番地 丹波市役所 産業経済部 新産業創造課 宛
対象要件および申請書類等に関しては、下記 URL より丹波市の特設ページをご覧ください。

<https://www.city.tamba.lg.jp/site/shinsan/dai2danouenkin.html>

※兵庫県の要請による新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金第 1 期（令和 3 年 1 月 14 日から 2 月 7 日）、または、第 2 期（令和 3 年 2 月 8 日から 3 月 7 日）の給付を受けている方は申請対象外となります。（飲食店への協力金）

【問合せ】 丹波市役所 新産業創造課 TEL：0795-74-1464

事業継承セミナー参加者募集のお知らせ

今回は、第三者への事業継承を考えるセミナーです！

【日時】 9月27日（月）19：00～20：30

【会場】 コロナ対策の為、ZOOM での視聴になります。

【内容】「第三者継承の成功事例、失敗事例に学ぶ」「M&A のメリット・デメリット」「会社はいくらで売れるの？」「M&A の相手はどうやって見つけるの？」「M&A 会社の手数料が高すぎる！と思った方へ（スモール M&A の提案）」「明日から自分がすべきことを確認する」

【講師】 篠原正裕 氏 篠原正裕公認会計士事務所

【申込方法】 お電話もしくは FAX（商工会 HP よりダウンロードください）

【問合せ】 第一経営支援課 四方 TEL：82-3476

マイナンバーカード出張申請について

事業所内でマイナンバーカードの申請を希望される方が複数名いらっしゃる場合に、市役所の職員が事業所にお伺いして写真撮影と申し込みのサポートを行い、出来上がったマイナンバーカードを書留郵便で自宅に発送いたします。事業所で申請を行い、ご自宅でカードの受け取りをしていただくため、市役所に来庁する手間なくマイナンバーカードを作っていただくことができます。

【申請に必要なもの】

- ①個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行/更新申請書
- ②本人確認書類 2 点（免許証＋保険証もしくは社員証など）
- ③通知カード
- ④住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

【問合せ】 丹波市役所 市民課 細見 0795-82-2002（直通）